



肝炎対策基本法の制定を求める意見書

我が国におけるウィルス性肝炎の持続患者は、B型が110万～140万人、C型が200万～240万人と推定され、感染原因の多くは輸血、血液製剤の投与、予防接種などの医療行為によるもので、医療行政の誤りを原因とするものも含まれている。多くの場合、感染時期が不明で自覚症状がないために、適切な時期に治療を受ける機会がなく、本人が気付かないうちに肝硬変や肝がんに移行する場合が多いことが深刻な問題となっている。

国では、平成20年度から新たな肝炎総合対策「肝炎治療7か年計画」を実施しているが、法律の裏付けがない単年度ごとの予算措置であるとともに、実施主体である都道府県によって施策に格差が生じていることから、適切な肝炎対策を全国規模で推進するには、肝炎対策に係わる基本法の制定が必要である。

よって、国におかれては、財政上の措置を講じるなど、肝炎対策の一層の推進を図り、国や地方自治体等の責務を明確にし、肝炎対策全体の総合的な推進を図る肝炎対策基本法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年6月11日

山北町議会議長 本 杉 博 是

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
内閣官房長官	殿
総務大臣	殿
財務大臣	殿
厚生労働大臣	殿